

阿賀野市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の字の区域を次のとおり変更する。

なお、上の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和6年10月3日

阿賀野市長 加藤博幸

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
福永	砂山	2060の2、2060の3、2061、2062の1、 2062の2、2063の1、2063の2	砂山	
保田	砂山	2365の1、2375の1、2388、2389、 2390の2、2394、2395、2396の1、 2397の1から2397の3まで、2398の1、 2398の2、2402から2405まで、2407、 2408、2409の1、2409の2、2410、 2411の1、2411の2、2413から2417まで、 2419から2421まで、2422の1、2422の2、 2423の1、2423の3から2423の5まで、 2424の1、2424の2、2433の1、 2433の2、2433の6、2434、2435の2、 2437の2、2437の3、2439、2440の1、 2440の2、2441の1、2441の2、 2472の1、2472の2、2474の1、 2474の2、2475の1、2475の2、 2478の1、2478の2、2479の1、 2479の2、2481の1、2481の2、 2482の1、2482の2、2483の1、 2483の2、2484、2485、 2488の1から2488の3まで、2489の1、 2489の2		

及び当該変更に伴う公有地を含む。